福岡地方裁判所委員会(第23回)議事概要

1 開催日時

平成21年11月13日(金)午後3時00分~午後5時15分

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

(委員)

仲家暢彦委員長,藤井亮子副委員長,上野茂伸委員,瓦林達比古委員,畔柳章裕委員,作間功委員,新開玉子委員,鈴木浩美委員,谷口真紀委員,中芝督人委員,永田史朗委員,林優委員,山本裕子委員(五十音順)

(福岡地方裁判所)

河副晋一事務局長,大重敏弘刑事首席書記官

(庶務:福岡地方裁判所事務局総務課)

江頭誠総務課長,川崎健治総務課課長補佐

- 4 配布資料
 - (1) 裁判員会見の詳報

西日本新聞社の了承を得て、同社のHPから出力したもの

(2) 福岡地裁第1号ないし第3号の各事件の概況について

事案の概要,選定された候補者の員数等裁判員選任手続に関する情報, 審理日程,判決の内容,記者会見の実施状況等を記載したもの

5 議事(:委員長 :副委員長 :学識経験者委員 :法曹委員

:裁判所)

(1) 委員の自己紹介

これまでの福岡地方裁判所委員会(以下「委員会」という。)の議題を見ると,委員から様々な議題が提案されている。今後も,各委員が積極的に議題を提案し,委員会を活性化させたい。

委員2期目となる。2年間裁判所に通ったが,裁判所に対するイメージも変わって,裁判所は面白い所だと感じている。

以前,裁判所見学会において,裁判員裁判用法廷の裁判員席に座る機会があったが,裁判員になった場合のことを考えると,当事者の面前でしゃべることは難しいのではないかという感想を持った。これから,裁判員制度が実際に動いていく中で,委員として何か言えることがあれば,申し上げたい。

私は、長らく人事と労務を担当してきたので、「サービス」を語るには、 経験が浅いが、サービスの観点から裁判所の運営のために何らかのお助けを することができればと考えている。

(2) 副委員長の選任及び委員長代理の指名

副委員長には,藤井亮子副委員長が選任され,委員長が同人を委員長代理と して指名した。

- (3) 新開委員から「農業の実情について」と題して話題提供
 - ・ 私は,農業一筋で生きてきた。国民が裁判所が縁遠いと感じるように,農村と都会の消費者がかけ離れているので,農地ばかりを耕すのではなく,消費者の心を耕していかなければならないと考えるようになった。農家の女性数名と共に市内において,農産物の直売店を始めることにしたのは,そのためである。思い立ってから,12年半が経過していた。
 - ・ 日本における貿易が自由化されたことの影響を受け、農産物の価格が下が り、数十年が経った。日本の農産物の価格は、諸外国のそれと比べると低く、 日本で農業をやっていくことは難しい現状にある。また、日本における農産 物の自給率は、40パーセントを切ろうとしており、先進諸国の中でも最低 である。

農家の息子でなくとも農業をやりたいと考えている若い人たちが農業に参 入しやすい環境を整えなければ,ますます自給率が低くなっていく。

・ 食べ物の影響で人間がゆがんできているのではないかと思っている。昔は , 食事作法等を通して , 人間として生きていくための , 人格形成に必要なモラ ルが親から子へと伝えられていた。今では,コンビニで食べ物を容易に購入することができるようになり,お袋(母親)どころか,袋を破れば食べていける時代になってしまった。袋に「お」をもう一度付けることができるような環境を整える必要があると思っている。

何より家族で食卓を囲みながら会話をすることこそが大事なのである。幼 少時に,感謝しながら食事をするような家庭であれば,決して非行に走ることはない。「食のゆがみ」は,「精神のゆがみ」である。

- ・ 日本の農業は70代が支えている。そのうち,女性が半数を超えているような状況である。しかし,まだ男性社会であり,女性の存在感がない。
- ・ 時代が変わっているのに、農地法が昔のままである。現状に見合った見直 しが必要である。また、相続に関する法律にも問題がある。一生懸命に農業 を営んでいても、均分相続制を採用する日本では、農地が相続人に分割され て細分化する。また、高い相続税を払わなければならない。日本の農業は、 ある程度大規模に運営しないと食べていけないのに、これでは農業の継続に 支障がある。農業を活性化させるためにも、これらの問題を法的に解決する 必要がある。

(4) 裁判員裁判の概況について

大重刑事首席書記官が,机上配布した「福岡地裁第1号ないし第3号の各事件の概況について」と題する書面に基づいて説明した。

(5) 裁判員裁判に関する委員の感想等について

裁判所は,裁判員制度の改善を図ることを目的として,直接,裁判員経験者との間で意見交換を行う機会等を設ける必要があるのではないか。

裁判員裁判を実施している地方裁判所では、裁判員経験者等を対象としたアンケート調査を実施しているところである。そこで得られた情報も参考にしつつ、運用の改善が図られていくことになる。

裁判員をされた方は,とても貴重な経験をされたと思う。皆さんが,真剣に取り組まれていると感じた。また,裁判官が裁判員に気を使いながら進め

られていると感じた。

裁判員からの意見の集約方法については,アンケートも良いと思うが,裁 判員裁判の審理が終わった直後に意見交換するのが良いと思う。

裁判員裁判の事件情報は、どの程度一般に公表されているのか。例えば、本日、机上配布された「福岡地裁第1号ないし第3号の各事件の概況について」と題する書面に記載された内容や判決に至った際の評決の内容を一般に公表されるのか。

机上配布された「福岡地裁第1号ないし第3号の各事件の概況について」 に記載された事項は、マスコミ等を通じて一般に公表されたものである。

判決の内容が全員一致の結果であるかどうか等は,評議の秘密に当たるので公表することができないことになっている。

国民への裁判員制度の運用状況に関する情報の提供は,裁判員制度の質を 高めていくための大きなポイントになると思う。国民に対し,最終的な判断 である判決の内容だけでなく,判決に至るまでの過程,判断の過程等をフィ ードバックすれば,国民は,裁判員裁判に参加しやすくなるだろう。

したがって、裁判員制度の運用に関する情報がデータベース化された場合, 国民が知ることができる情報の範囲について関心がある。

裁判員裁判に参加する一般の国民は、専門家である裁判官を超えることはできないのではないかと感じる。この制度の役割が国民に対する啓蒙だけになってしまいかねないという危ぐがある。だからこそ、実際の裁判員裁判の判決に至るまでの過程を国民にフィードバックする必要があると感じる。

裁判員制度の導入は,国民の素朴な観点で事件を見てもらおうという意味がある。以前,裁判員裁判を想定した模擬裁判における評議の場面を傍聴する機会があった。一般市民の質問には,専門家にとっては当然だと考えられている内容であったが,新鮮で,なるほどそういった問題があるのかと感心させられた。恐らく,実際の裁判員裁判でも,裁判員からそのような質問や意見が出ているのではないかと思う。

裁判員である一般の国民が専門家である裁判官を超えることができるかどうかといった問題ではなく、裁判員には、専門家とは全く違った視点からの意見が期待されているのではないかと思う。

裁判官においても、裁判員裁判を経験していく中で、国民の発想が生まれてくるのではないかと考えている。

仮に、裁判員に選ばれた同僚がいた場合、参考のために裁判員裁判に関する話を聴きたくなるだろう。しかし、守秘義務の規定に触れる可能性があることを考えると、気軽に話かけることはできないかもしれない。

裁判員裁判における判決書の表現は、これまでの判決書の表現とは異なってきている。例えば、評議において、刑を決める過程で様々な意見があって、このような結論になったというような構成になっている。裁判員の皆さんがどのような観点で事件を見ているかがある程度は分かる。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律は,施行後3年を経過した場合において,この法律の施行の状況について検討を加え,必要があれば見直すことになっているので,守秘義務の範囲を含めて見直される可能性はある。

(6) 次回委員会(第24回)の予定

ア 次回の議題

委員から話題提供(テーマは未定)

裁判員裁判の運用状況について(具体的なテーマは未定)

イ 日時等

後日,調整の上定める。